

保険契約法の現代化と保険募集における情報提供規制

静岡大学 小林 道 生

1. 問題意識

保険契約法の立法にあたっては、保険契約に関わる論点を取捨選択し、どの範囲までを法律の枠組みのなかで条文化していくかということが議論の出発点として課題になる。保険契約に関わる規律ではあっても保険業法に規定がおかれていたり、論点によっては、消費者契約法、金融商品販売法、金融商品取引法など、保険取引には特化されない他の法律の適用による処理が図られたり、さらには、問題の解決が民法の他、私法上の一般法理に委ねられる場合もあろう。一般論としては、今後、保険契約法をとりまくこのような法律等において適切な処理がなされるのであれば、保険契約法に規定を設ける必要性は小さくなる。また、保険契約法における条文化が規律の内容からして難しいという場合にも、他方で、これらの法律等の果たす役割は大きくなる。

この度の保険契約法の立法化に向けた法制審議会の保険法部会における議論では、保険契約の締結過程における保険者あるいは保険募集人の情報提供義務に関わる規定の新設が検討されているが、そこでは規定の新設を了解事項としてその内容を具体化するということが議論されているのではなく、保険者側の情報提供義務を保険契約法の枠組みのなかで規律していくこと自体の是非が議論されている。それは、この論点が保険業法との交錯領域であることはもちろん、上記の法律、法理にもすべて関わりをもつことによるものである。そこで、今回の報告においては、保険契約法に関わる論点のうち何を規律すべきか、また、関係するその他の法律・法理との役割をいかに調整していくか、という課題について、保険募集における情報提供義務をとりあげてみることにしたい。この課題については、とくに、最近の保険業法のもとの、保険契約者保護に向けられた規制の進展を意識しつつ検討していくことも必要である。

2. 「保険法の見直しに関する中間試案」の印象

本年 8 月の法務省「保険法の見直しに関する中間試案」の公表段階において、この論点に関し条文案の具体的な検討に至っていない現状について、事務当局におけるその説明を参照するかぎり、そこでは、保険契約法のなかに契約締結時の情報提供に関する規律を設けることにはどちらかといえば消極的であり、現行法の棲み分けを維持して、それは、なお、保険業法上の保険募集規制その他の規律に委ねられるべきとの考え方に依拠しているとの印象がうかがえる（法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案」6 頁、同「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」24－25 頁）。

このような考え方の背後には、保険募集における情報提供規制にはきめ細かいルールの設定が必要であるところ、すでに、わが国では保険業法のもとで詳細な規定が整備され、それにより実際の保険取引をとりまく状況の変化にも機敏に対応できるとの理解がひとつにはあるのであろう。

3. 報告の内容

報告の内容としては、上記の「保険法の見直しに関する中間試案」に至るまでの部会等の議論をふまえ、まず、保険契約法において保険者側の情報提供義務に関する規律を設ける必要性について検討し、次いで、規律を設けるとした場合にその内容上生じうる問題点について論じることにはしたい。さらに、今回の保険契約法の立法化の作業において最終的に保険契約法に情報提供義務に関する規律が設けられず、現状通り今後も保険業法における規制を維持するという選択がなされた場合における、これからの保険業法のもとの規制の意義や役割についても考えてみることにしたい。